

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくりの概要

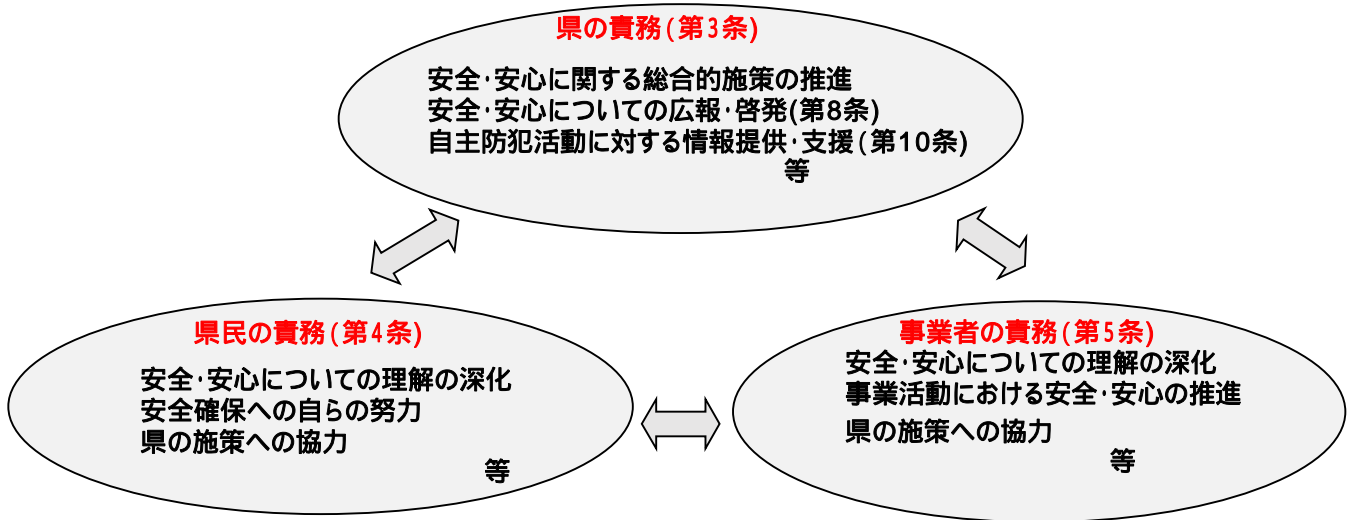
長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(平成17年4月1日施行)

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のためには、防犯対策を警察だけに任せるのではなく、県・市町、県民の皆さん、事業者の皆さんが一体となって、「自分の安全は自分で守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、日常生活の中でできる防犯対策を進め、犯罪の起きにくい環境を作っていくことや地域における自主防犯活動を活性化させていくことが大切です。

そこで、この取組みを県内全域において継続的かつ効果的に推進する基盤として、この条例が制定されました。

条例の概要

基本理念(第2条) 犯罪のない安全・安心まちづくりは、県、市町、県民、事業者等の連携の下に推進



推進体制の整備(第6条)

犯罪のない安全・安心まちづくりを効果的に推進するために、

行政、県民、事業者等が一体となった推進体制

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議

会長：知事
副会長：副知事及び会長が指名する者

構成メンバー：県民、地域及び事業者団体、学校・PTA、学識経験者、市町等の代表者
所掌事務：犯罪のない安全・安心まちづくりに関する施策の推進、行動計画策定等に関する提言 など

県(知事部局)、教育庁、警察本部による庁内の推進体制

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進会議

会長：知事
副会長：副知事、警察本部長及び教育長

構成メンバー：庁内の関係部局長
所掌事務：犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画の推進、その他推進上の重要事項 など

を設置し、互いに連携、協力しながら各種施策に取り組むこととしています。